

別表（第2条関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-3 14.3、14.4又は14.5に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 K0102-2 9.3.2 若しくは 9.3.3 の蒸留操作を行い、9.4、9.5、9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）若しくは 9.7 の分析を行う方法又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年告示」という。）付表1（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法
有機リン	検液中に検出されないこと。	規格 K0102-4 7.2.1 及び 7.2.3 に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくは EPN にあつては規格 K0102-4 7.2.1、7.2.2.2 及び 7.2.5 若しくは 7.2.1 及び 7.2.6 に定める方法（ただし、7.2.6 に定める方法により測定する場合において、7.2.2 のクリーンアップを行うときは、7.2.2 に定める操作とする。）
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102-3 13.2、13.3、13.4 又は13.5に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格 K0102-3 24.3（24.3.7を除く。）に定める方法（ただし、24.3.2 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、規格 K0170-7 7の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。）
砒素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあつては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては規格 K0102-3 20.2、20.3、20.4 又は 20.5 に定める方法、農用地に係るものにあつては農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	昭和46年告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年告示付表3及び昭和49年告示付表1に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年告示付表4に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあつては、試料1キログラムにつき125ミリグラム未満	農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）第1条第3項及び第2条に規定する方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格K0125 5.1、5.2 又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号）付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1 又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	規格K0125 5.1、5.2 又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては日規格K0125 5.1、5.2 又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125 5.1、5.2 又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125 5.1、5.2 又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年告示付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125 5.1、5.2 又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102-3 26.2、26.3 又は26.4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格 K0102-2 5.2 及び 5.3、5.2 及び 5.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）、5.2（蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、

		これを省略することができる。) 及び 5.5 又は 5.2 及び 5.6 に定める方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0102-3 5.2、5.5 又は5.6に定める方法
1,4-ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年告示付表7に掲げる方法

備考

- 1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、土壤の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）付表に掲げる方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壤」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 基準値の欄中「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 有機^{リン}燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 5.1、5.2 又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125 5.1、5.2 又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。